

広島県告示第二百二十八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二第六項の規定により、指定代理納付者を指定したので、広島県病院事業財務規程（平成二十一年広島県病院事業管理規程第十号）第一条第二項の規定により例によることとされた広島県会計規則（昭和三十九年広島県規則第二十九号）第十四条の五の規定により次のとおり告示する。

平成二十七年三月三十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名 称	所 在 地	歳入の内容	納 付 期 間
株式会社クレ ディセゾン	東京都豊島区東池 袋三丁目一番一号	県立広島病院に係る 県立病院使用料及び 手数料条例（昭和二 十四年広島県条例第 三十一号）に基づく 使用料及び手数料	平成二十七年四月一日から 平成三二年三月三十一日まで
ひろぎんカー ドサービス株 式会社	広島市中区銀山町 三番一号	県立広島病院に係る 県立病院使用料及び 手数料条例（昭和二 十四年広島県条例第 三十一号）に基づく 使用料及び手数料	平成二十七年四月一日から 平成三二年三月三十一日まで